



令和3年4月8日

港湾局 海岸・防災課 危機管理室

港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】
～港湾における感染症 BCP ガイドライン～
ver1.0 の策定について

我が国の港湾は、貿易量の99.6%を取り扱う海上物流ネットワークの拠点として、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況下においても、港湾物流機能を維持することが重要です。しかしながら、感染症の拡大により、港湾において、船舶の長期停留、船舶利用への支障、荷役への影響等が懸念されています。

こうした状況に対応するため、国土交通省においては、昨年10月より、既存の港湾BCPの中に感染症に対応したBCPを追加していくことなどを目的として、医療関係も含む有識者、関係団体、関係行政機関から構成される「港湾における感染症BCP検討委員会」を開催し、貨物船やフェリー等を対象とした港湾物流機能の維持に関し、議論を重ねて参りました。

今般、同委員会による検討を踏まえ、「港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症BCPガイドライン～ver1.0」を取りまとめましたので別添のとおり公表いたします。

今後は、同ガイドラインを踏まえ、全国の港湾管理者において、感染症にも対応した港湾BCPの充実を進めていくとともに、同BCPの実行性が高まるよう様々な取り組みを進めて参ります。

【別添】

- ・港湾における感染症BCPガイドライン Ver1.0の概要について

※同ガイドラインについては下記のウェブサイトをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000093.html

以上

【問合せ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 危機管理室

代表：03-5253-8111（内線46282、46283） 電話：03-5253-8070（直通） FAX：03-5253-1654

東平 higashihira-n2qq@mlit.go.jp

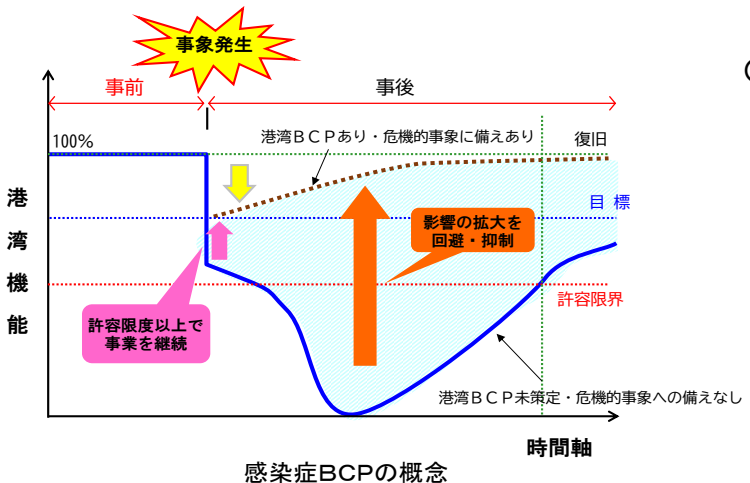
大亀 ookame-y86s3@mlit.go.jp

港湾における感染症BCPガイドラインVer1.0の概要

- 新型コロナウイルス感染症に対し、**港湾管理者等が、港湾機能継続のための感染症対策指針(感染症BCP)を策定する際の参考**となる**感染症BCPガイドラインVer1.0**をとりまとめ。今後、実績や知見を積み重ね、内容を見直し。
- 参考資料として、**新型コロナウイルス感染症の疑いのある船員が乗船する船舶に対しての対応事例集**等も掲載。

感染症BCPの基本的な考え方

○感染症の発生・拡大により港湾機能継続が困難となることを回避、影響を軽減することを目的。



感染症BCPの概念

- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を対象
- 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく**流行段階毎にリスク、対応策を検討。**
(流行段階)
①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④国内感染期 ⑤小康期
- 港湾機能継続に影響を与えるケースとして、以下(a)(b)を想定。

(a)感染症の船員等が乗船する船舶の入港時

人々の日常生活や社会経済活動に及ぼす影響を最小とすることを目的とする

- ・物流の観点:国内外の貨物船(コンテナ・ドライバルク・タンカー・自動車船・RORO船等)、フェリー、貨客船
- ・旅客の観点:国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船

※クルーズ船については感染症の流行に伴い運航停止などの措置が取られることに鑑み、対象とはしない。

(b)感染症が懸念される中での災害対応時

実施体制等

- 水際・防災対策連絡会議等を活用し、平時より連絡体制を構築、情報共有
- 関係機関が連携し、**感染症訓練に積極的参加**、訓練後は必要に応じ**感染症BCPを見直し**

流行段階毎の港湾管理者等の主な対応

流行段階	(a)船舶入港時		(b)災害対応時
	貨物船等	フェリー等	
① 未発生期	教育・訓練、感染対策用品の整備、他指針・ガイドライン等の周知徹底・充実強化 等の 平常時の備え		上記に加え、被災地での屋内支援活動の短縮、オンラインでのリエゾン対応
② 海外発生期	外航貨物船に係る指針等に基づく 対策の徹底 (初動の情報共有、検疫の実施場所の調整等)	広報、感染対策の徹底	
③ 国内発生早期		上記に加え、 国内ターミナルにおけるサーモグラフィ等水際対策の徹底	
④ 国内感染期	上記対応をふまえ、対策を強化 船舶の代替港・施設での受入れ	上記の他、 国際旅客航路再開に係る情報収集、関係者調整	
⑤ 小康期	対策の実施結果をふまえた感染症BCP、他指針・ガイドライン等の見直し、充実		